

平成17事務年度における所得税及び消費税調査等の状況について

1 所得税

所得税について、申告所得金額が過少であったり、申告義務があるにもかかわらず申告していなかったりするなど、何らかの非違があると想定される者を対象として、平成17事務年度（平成17年7月から平成18年6月までの間）に行った調査等の結果は、次のとおりである。

(1) 調査等の合計件数は、18,049件（前事務年度21,103件）である。

実地調査については、高額・悪質な不正計算が見込まれるものを対象に深度ある調査（特別調査・一般調査）を優先して実施する一方、資料情報や事業実態の解明を通じて、申告漏れ所得等の把握を短期間で行う調査（着眼調査）を実施し、効果的・効率的な実施に努めた。その結果、特別調査・一般調査を行ったものは2,350件（前事務年度1,260件）、着眼調査を行ったものは7,033件（前事務年度8,635件）である。

また、計算誤りや所得（税額）控除の適用誤りがあるものなどの是正を行う接触（以下「簡易な接触」という。）は、8,666件（前事務年度11,208件）である。

(2) 調査等合計件数のうち、何らかの申告漏れや非違のあった件数は13,420件（前事務年度15,186件）で、申告漏れ件数割合は、74.4%（前事務年度72.0%）である。

そのうち、深度ある特別調査及び一般調査を実施し、申告漏れや非違のあった件数は1,975件（前事務年度1,100件）で、申告漏れ件数割合は、84.0%（前事務年度87.3%）である。

(3) 申告漏れ所得金額（調査等の対象となったすべての年分の合計）は、357億1千万円（前事務年度326億2百万円）であり、このうち特別調査・一般調査によるものは179億3千3百万円（前事務年度129億1千万円）、着眼調査によるものは125億7千9百万円（前事務年度122億6千6百万円）、簡易な接触によるものは51億9千9百万円（前事務年度74億2千6百万円）である。

(4) 追徴税額は、41億9千万円（前事務年度42億5百万円）である。

(5) 所得税の実地調査（特別調査・一般調査）における1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な業種は、別表のとおりである。

2 所得税（譲渡所得調査分）

所得税（譲渡所得調査分）については、不動産等の売買情報など、あらゆる機会

を利用して収集した各種資料情報を活用し、申告のないもの又は申告額が過少であると認められるものを対象に、高額あるいは悪質と見込まれるものを優先して 551 件（前事務年度 306 件）の現地調査を行った。

(1) 調査件数のうち申告漏れ（非違）のあった件数は 387 件（前事務年度 181 件）である。

(2) 申告漏れ所得金額は 47 億 9 千 7 百万円（前事務年度 19 億 7 千 1 百万円）である。このうち、株式等譲渡所得に係る申告漏れ所得金額は 21 億 1 千 7 百万円（前事務年度 2 億 5 千 6 百万円）である。

3 消費税（個人事業者）

(1) 消費税（個人事業者）については、所得税調査に併せて同時調査を行っているところであり、その結果、特別調査・一般調査を行ったものは 1,139 件（前事務年度 503 件）、また、改正消費税の初年度に当たり、消費税の無申告者を中心に実施した着眼調査を行ったものは 1,997 件（前事務年度 648 件）である。

また、簡易な接触は 514 件（前事務年度 369 件）である。

(2) 消費税に係る調査等の合計件数は、3,650 件（前事務年度 1,520 件）であり、そのうち何らかの申告漏れや非違のあった件数は 2,552 件（前事務年度 977 件）で、申告漏れ件数割合は、69.9%（前事務年度 64.3%）である。

そのうち、深度ある特別調査及び一般調査を実施し、申告漏れや非違のあった件数は 850 件（前事務年度 418 件）で申告漏れ件数割合は、74.6%（前事務年度 83.1%）である。

(3) 追徴税額は、10 億 5 千 1 百万円（前事務年度 7 億 6 千 2 百万円）である。

平成17事務年度 所得税及び消費税調査等の状況

(福岡局計)

1 所得税

項目		区分	実地調査			簡易な接触	調査等合計	譲渡所得 実地調査	
			特別・一般	着眼	小計				
1	調査等件数	件	1,260	8,635	9,895	11,208	21,103	306	
			2,350	7,033	9,383	8,666	18,049	551	
2	申告漏れ(非違) のあった件数	件	1,100	5,337	6,437	8,749	15,186	181	
			1,975	5,330	7,305	6,115	13,420	387	
3	申告漏れ 所得金額	百万円	12,910	12,266	25,176	7,426	32,602	1,971	
			17,933	12,579	30,511	5,199	35,710	4,797	
4	追 徴 税	本 税	百万円	2,660	556	3,216	365	3,582	/
				2,874	521	3,395	213	3,609	
5	加 算 税	百万円	498	60	558	66	623	/	
			510	50	560	22	582		
6	額 計	百万円	3,158	616	3,774	431	4,205	/	
			3,384	571	3,955	235	4,190		
7	一 件 申 告 漏 れ 所 得 金 額	千円	10,246	1,421	2,544	663	1,545	6,442	
			7,631	1,788	3,252	600	1,979	8,705	
8	追 徴 税	本 税	千円	2,111	64	325	33	170	/
				1,223	74	362	25	200	
9	加 算 税	千円	395	7	56	6	30	/	
			217	7	60	3	32		
10	額 計	千円	2,506	71	381	38	199	/	
			1,440	81	422	27	232		

(注) 1 平成17年7月から平成18年6月までの実績で、いずれも調査等の対象となったすべての年分の合計の計数である。

2 各欄の上段は前事務年度の計数である。

2 消費税(個人事業者)

項目		区分	実地調査			簡易な接触	調査等合計	
			特別・一般	着眼	小計			
1	調査等件数	件	503	648	1,151	369	1,520	
			1,139	1,997	3,136	514	3,650	
2	申告漏れ(非違) のあった件数	件	418	421	839	138	977	
			850	1,385	2,235	317	2,552	
3	追 徴 税	本 税	百万円	470	147	618	37	655
				575	299	875	37	912
4	加 算 税	百万円	87	16	103	4	107	
			104	32	136	3	139	
5	額 計	百万円	557	164	721	41	762	
			679	331	1,010	40	1,051	
6	一 件 追 徴 税	本 税	千円	935	228	537	102	431
				505	150	279	73	250
7	加 算 税	千円	173	25	90	10	71	
			91	16	43	6	38	
8	額 計	千円	1,108	253	626	112	501	
			597	166	322	78	288	

(注) 1 平成17年7月から平成18年6月までの実績で、いずれも調査等の対象となったすべての年分の合計の計数である。

2 各欄の上段は前事務年度の計数である。

3 消費税の追徴税額には、地方消費税(譲渡割額)を含む。

(参考)

譲渡所得の調査実績

[福岡局]

事務年度 項目	平成16事務年度	平成17事務年度	対前年度比
① 調査件数	件 306	件 551	% 180.1
土地建物等	262	439	167.6
株式等	44	112	254.5
② 申告漏れ(非違)の あった件数	件 181	件 387	% 213.8
土地建物等	156	296	189.7
株式等	25	91	364.0
③ 申告漏れ割合 (②/①)	% 59.2	% 70.2	ポイント +11.0
土地建物等	59.5	67.4	+7.9
株式等	56.8	81.3	+24.5
④ 申告漏れ所得金額	百万円 1,971	百万円 4,797	% 243.3
土地建物等	1,716	2,679	156.2
株式等	256	2,117	828.3
⑤ 調査1件当たり申告 漏れ所得金額 (④/①)	万円 644	万円 871	% 135.1
土地建物等	655	610	93.2
株式等	581	1,890	325.4

(注) 土地建物等には、総合譲渡所得の調査分を含む。

別 添

1件当たりの事業所得の申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

本年位 順位	業 種 目	1 件 当 た り の 申 告 漏 れ 所 得 金 額	1 件 当 た り の 追 徴 税 額 (含 加 算 税)	直 近 の 年 分 に 係 る 申 告 漏 れ 割 合	前 年 位 順位
		万円	万円	%	
1	風 俗 業	2,124	345	79.8	1
2	く ず 金 卸 売 業	2,062	654	39.8	—
3	鮮 魚 小 売 業	1,866	564	54.6	—
4	内 科 医	1,570	416	5.7	6
5	一 般 海 面 漁 業	1,490	444	42.6	—
6	中 華 そ ば	1,255	239	41.3	—
7	弁 護 士	914	322	12.2	7
8	整 形 外 科 医	881	336	15.7	—
9	食 堂	851	103	49.8	—
10	施 設 園 芸 農 業 (野 菜)	823	99	40.1	5

注) 1 「直近の年分に係る申告漏れ割合」は、

$$\frac{\text{（申告漏れ所得）}}{\text{（調査前所得）} + \text{（申告漏れ所得）}}$$
 で算出している。

2 「前年の順位」は、前年の1件当たりの事業所得の申告漏れ所得が高額な上位10位に該当するものについて、その順位を記載している。

○ 調査事例

事例 1 【風俗業】

客単価を圧縮し、売上金を除外

風俗業を営むAは、客単価を圧縮し、売上金額を故意に過少に記載した「売上帳」を作成し、多額の申告漏れを行っていた。

申告漏れ所得による資金は、自宅不動産や有価証券の購入などに充てられていた。

事例 2 【くず金卸売業】

仕入れを水増しし、架空仕入れを計上

くず金卸売業を営むBは、仕入伝票を改ざんするなどして仕入金額を水増しすることにより、架空仕入れを計上し、所得を圧縮して申告していた。

申告漏れ所得による資金は、預貯金や借入金の返済などに充てられていた。

事例 3 【一般海面漁業】

借名・仮名で取引を行い、売上げを偽装

漁業を営むCは、一部の取引を借名、仮名で行い、売上げを偽装し多額の申告漏れを行っていた。

また、調査の過程で、消費税の課税事業者となることが判明したが、帳簿及び原始記録の提示を行わなかったことから、消費税の仕入税額控除が認められなかった。

申告漏れ所得による資金は、預貯金や事業用船舶の取得費用などに充てられていた。

事例 4 【料亭】

日々の日報を改ざんし、売上金を除外

飲食業を営むDは、売上げの多い日の売上傳票を除外し、営業日報及び試算表の作成替えを行い、売上げを除外し、多額の申告漏れを行っていた。

申告漏れ所得による資金は、自宅不動産の購入や預貯金などに充てられていた。

○ 調査事例（譲渡所得調査分）

事例1【株式】

一般口座等の取引を隠蔽し、特定（簡易）口座の取引のみを申告

納税者A（会社役員）は株式譲渡（特定（簡易）口座）、事業、給与所得などの申告を行っていたが、Aに係る資料情報により、申告された証券会社以外での取引が想定された。

調査したところ、Aは複数の証券会社において本人名義及び借名名義で取引を行っており、一部証券会社の特定（簡易）口座のみを申告し、それ以外の一般口座及び特定（簡易）口座の取引について、申告から除外していたことが判明した。

事例2【株式】

インターネットによる株取引で多額の利益を上げながら無申告

納税者B（無職）は無申告であったが、Bに係る資料情報により、多額の株取引が想定された。

調査したところ、Bはインターネット取引により多額の利益を上げ、損益計算書を作成するなどして、当該利益を正確に認識していたにもかかわらず、無申告であることが判明した。

事例3【不動産】

海外不動産を売却したことによる譲渡所得が申告漏れ

納税者C及びD（夫婦）は給与所得などの申告を行っていたが、C及びDに係る資料情報により、海外に所有する不動産の売却が想定された。

調査したところ、C及びDは所有していたハワイのコンドミニアムを売却していたにもかかわらず、譲渡所得について申告漏れであったことが判明した。